高知県における特別支援教育の在り方について

(審議のまとめ)

平成17年12月3日

高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会

目 次

は	じ	め	12	2	2
1	(1)	現北	受学校(仮称)制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方 大と課題 後の対応	• • • 2	4
2	(1)	現場	県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方 犬と課題 後の対応	• • • (3
3	(1)	現北	爰教育のセンター的機能について 犬と課題 後の対応	••12	2
お	わ	り	12	••1	4
資		料		••15	ō

はじめに

私たちは、「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を開催し、高知県の特別支援教育の充実と改善に向けて、現状と課題を把握し、今後のより良い対応について審議を行ってきた。ここに検討委員会として、審議のまとめを報告する。

高知県では昭和23年の県立盲学校、県立ろう学校の設置以降、順次障害種別ごとに養護学校を設置、整備し、障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図ってきた。

しかし近年、経済状況や産業構造の変化、医学の進歩や社会のノーマライゼーションの 進展、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりの中、本県においても知的障害養護学 校の児童生徒数の増加や肢体不自由養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化、盲学校や 聾学校の幼児児童生徒数の減少等が大きな課題となっており、障害がある幼児児童生徒の 教育の一層の充実が求められている。

折りしも国においては平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」を公表し、従来の「特殊教育」から、「特別支援教育」への転換を図るとともに、制度的な課題についての具体的検討を含め、その推進体制を整備することを提言した。この報告では「特別支援教育」については、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含め障害のある幼児児童生徒の社会参加や自立に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うことを基本理念としている。また「特別支援教育」を支える仕組みとして、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した適切な教育的支援を効果的に行う観点から、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携や「個別の教育支援計画」の策定と効果的な運用、全ての盲・聾・養護学校及び小・中学校における特別支援教育コーディネーターの指名等が提起されている。

この提言を受けて中央教育審議会は、特別支援教育特別委員会を設置し、平成16年12月に審議の中間報告として「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)」(以下、「中間報告」という。)を公表した。中間報告には、盲・聾・養護学校制度の見直しや特別支援教育のセンター的機能、小・中学校における制度的見直し等が示された。

高知県では今回の中間報告を受けて、盲・聾・養護学校に関しては国の方向性がほぼ固まっていると判断し、答申に先立って高知県としての対応を整理し、本県における特別支援教育の充実と改善を図るための検討委員会を設置して検討することとした。検討にあたっては先に開催された「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会準備会」において整理された次の3つの論点について、広く県民の意見を聴くなど7回の会合を重ね、各論点ごとに現状と課題及び今後の対応等について審議を行った。

1 特別支援学校(仮称)制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方

特定の障害に対応する特別支援学校について 複数の障害に対応する教育部門を置く特別支援学校について 養護学校分校の在り方について

2 今後の県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方 盲学校について 聾学校について 知的障害養護学校について 肢体不自由養護学校について 病弱養護学校について

- 3 特別支援教育のセンター的機能について
 - 小・中学校等の支援について
 - 盲・聾・養護学校教員の専門性の向上について

審議の過程では、各委員から3つの論点についてはもとより、障害のある幼児児童生徒の教育的支援の在り方に関して多角的な観点から、具体性に富む意見が出された。

検討委員会では審議のまとめに当たり、本県の盲・聾・養護学校に就学する幼児児童生徒一人一人に応じた適切な教育を随時保障するため、現状と課題の分析を行い、今後更なる継続・発展を旨とする事項、改善を旨とする事項について整理し、「今後の対応」として提言するとともに、検討委員会の合意事項として今回の論点とは直接つながらないが、今後早急な検討が望まれる事項についても、「付帯する事項」として合わせて提言することとした。また、これらの提言については今後の特別支援教育を取り巻く状況の変化等に対応し、適宜に検証と見直しを行うことを確認した。

なお、小・中学校における特別支援教育の在り方については、今後の国の動向を見極め たうえで適切な時期に検討することとした。

1 特別支援学校(仮称)制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方

特定の障害に対応する特別支援学校について 複数の障害に対応する教育部門を置く特別支援学校について 養護学校分校の在り方について(新たな分校の設置に関して)

(1) 現状と課題

県立盲・聾・養護学校は現在、5つの障害種別ごとに学校(本校7校、分校5校)を設置するとともに、当該学校に就学することとなった障害種の外に重複した障害がある児童生徒については、各学校とも重複障害学級を設置し、おおむね対応している。

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校の本校は各1校を県中央部に設置し、知的障害養護学校本校は3校を県東部、中部、西部に設置している。分校については肢体不自由養護学校4校(病弱部門を持つ分校1校を含む)、病弱養護学校1校を設置し、それぞれ隣接の施設利用者、病院入院者の教育対応を行っている。また、各盲・聾・養護学校本校には寄宿舎を設置している。

盲学校、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校は県の中央部に設置していることから校区が広範囲になっている。合わせてこれらの学校では幼児児童生徒数の減少傾向が続いているため、学習集団の確保も課題となっている。一方、知的障害養護学校の児童生徒数は平成6年度までの減少傾向から平成7年度以降増加に転じており、特別教室を普通教室に転用して対応している例も見られ、児童生徒数増加への対応が課題となっている。

また、近年、保護者の希望する就学の形態として、盲・聾・養護学校への就学に 当たって、小学校入学時は居住地である地域の学校への入学を希望し、中学部ある いは高等部の段階で、学校卒業後の自立を目指し専門的な教育や寄宿舎における指 導を希望して盲・聾・養護学校へ入学する傾向が増加している。

こうしたことから、本県において、今後どのような形態の「特別支援学校(仮称)」を、どのように配置していくかについては、①障害のある幼児児童生徒が学校卒業後に地域で自立した生活することを目指し、可能な限り身近な地域で教育を受けられる学校の配置であること、②学習や社会自立への意欲を向上させるため、障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による学習集団が確保される必要があること、③幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮させるための専門的な指導や、それぞれの障害に応じた生涯にわたる支援を行うための各障害種別の専門性を確保するには、学校として一定規模が必要であること等の視点からの検討が必要であると考えられる。

ただし、幡多地域については、その地理的な条件を考慮し、複数の障害に対応する「特別支援学校(仮称)」の設置が求められている。

なお、新たな学校設置について検討する際には、これら地域性、専門性、同一障

害の幼児児童生徒による学習集団の確保等の観点から、その現状を十分把握した上で判断する必要がある。

(資料15p、16p、17p参照)

(2) 今後の対応

- ・ 高知県における「特別支援学校(仮称)」は、障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とする。
- ・ 中山間地を多く抱え、東西に広い県土の実情等を踏まえ、幡多地域については複数の障害に対応する学校を設置する必要がある。
- ・ 新たな学校(分校を含む)の設置については今後の児童生徒数の推移、地域性、 専門性、同一障害の幼児児童生徒の学習集団を確保する等の観点を十分考慮した うえで判断する必要がある。

付帯する事項

- ・ 盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校等との交流及び共同学習を行 う機会を確保する仕組みが必要である。
- ・ 保護者や関係機関と連携し、就学前から学校卒業後までを通じて一貫した適切な 支援を行うための「個別の教育支援計画」の策定とその適切な運用 (plan-do-see) のための取組みが必要である。
- ・ 盲・聾・養護学校寄宿舎においては、児童生徒一人一人の社会参加や自立に向け た指導を充実させる必要がある。

2 今後の県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方

盲学校について 聾学校について 知的障害養護学校について 肢体不自由養護学校について 病弱養護学校について

(1) 現状と課題

① 盲学校

盲学校は幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科・保健理療科、専攻科理療科を設置している。幼・小・中・高等部普通科はそれぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、重複障害の児童生徒については特別な教育課程を編成し対応している。保健理療科はあん摩マッサージ指圧師を養成する課程、専攻科理療科はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成する課程である。

盲学校においても近年、医学の進歩や小・中学校の弱視学級での弱視児童生徒の受け入れ等により、在籍児童生徒数の少人数傾向が続き、学習集団を確保することが課題となっている。さらに、重複障害学級に在籍する児童生徒の割合が高くなっており、卒業後の社会参加と自立に向けた取組みが求められている。

高等部保健理療科、専攻科理療科については成人の視覚障害者が、資格取得を 目指し入学する者の割合が高い。

平成9年度以降の高等部保健理療科、専攻科理療科卒業生のうち、就職した者は全員があん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に関わる職業に就いている。一方、卒業時点で資格取得に至らなかった生徒には、本人の希望に応じて専門教科の授業を聴講する機会を提供するなど、資格取得を目指し引き続いた支援も行っている。

盲学校は県内で唯一の視覚障害教育の専門機関として、視覚障害のある乳幼児から他の障害種別の学校や小・中学校等に在籍する視覚に障害のある児童生徒、さらに成人の視覚障害者への教育的支援や生活支援に関する情報提供等を行っている。今後とも福祉関係機関との連携、協力をさらに図りながら、視覚障害児・者の教育を支援していく機能が求められている。

(資料17p、18p参照)

② 聾学校

高知ろう学校は幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科・産業技術科、専攻科を設置しており、幼・小・中・高等部普通科はそれぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行っている。高等部産業技術科には産業工芸コース、被

服コース、自動車塗装コース、理美容コースの4コースがあり、それぞれ木材工芸に関する技術・技能の習得、被服に関する技術・技能の習得、自動車の板金・塗装に関する技術・技能の習得、国家資格である理容師、美容師免許の取得を目指すコースになっている。専攻科には産業工芸科、被服科、自動車塗装科、理美容科の4学科を設置している。

近年、聴覚障害の早期発見とそれに続く療育が進んできたことや、小・中学校の難聴学級での難聴児童生徒の受け入れ等により、在籍児童生徒数の少人数傾向が続いており、学習集団を確保することが課題となっている。

また、高等部産業技術科、専攻科は、生徒が減少する中で、年度によっては生徒が在籍していないコースや学科、学年がある。さらに卒業後の進路の状況は、学科と進路先が関連しているものが少なくなっている。

聴覚障害教育においては、本人や保護者の進路希望の多様化、障害者の社会参加に関する意識の変化、産業構造の変化や職業人育成に関する意識の変革等、聴覚障害者を取り巻く情勢の変化も相まって、単に職業教育を充実させるだけではなく、社会での様々な事象に対応することのできるコミュニケーション能力や基礎的な学力、教養を身に付けることが求められている。このような状況の下、高知ろう学校高等部、専攻科においても、社会の様々な変化や、生徒や保護者の多様なニーズに対応できる高等部教育を行うための学部・学科の改編について検討することが喫緊の課題となっている。

なお、改編にあたっては、現行の高等部、専攻科の学科の維持や、新たな学科 の設置等を望む声があることにも配慮する必要がある。

また、高知ろう学校は県内で唯一の聴覚障害教育の専門機関として、教育相談や幼稚部教育において聴覚障害乳幼児への教育的な支援を行うとともに、小・中学校等に在籍する聴覚障害児童生徒への支援も積極的に行っている。今後は、こうしたことに加えて、聴覚障害の発見・診断後の早期からのサポート等において役割を果たすことができるよう、他の関係機関との連携・協力をさらに進める必要がある。

(資料18p、19p参照)

③ 知的障害養護学校

県立の知的障害養護学校は土佐山田町に山田養護学校、日高村に日高養護学校、四万十市に中村養護学校の3校を設置し、それぞれ小学部、中学部、高等部普通科を置き、障害の特性に応じた教育を行っている。それぞれの学校は県内の各地域において、知的障害教育の専門機関として、教育相談や小・中学校に在籍する知的障害児童生徒への支援を積極的に行っている。

全国的に少子化が進む中で知的障害養護学校に入学する児童生徒、特に高等部 入学者が増加しており、県立の知的障害養護学校3校についても同様の傾向があ る。その要因を特定することはできないが、知的障害養護学校に対する専門的な 教育を求めるニーズの高まりとともに、保護者や社会の理解が進んできたことが あると思われる。

このうち、山田養護学校、日高養護学校は100名以上の規模となっており、 その要因としては、高知市からの中学部、高等部への入学者が多いことがあげられ、児童生徒数の増加に対応するため、一部の特別教室を普通教室に転用している。このため、この2校については、児童生徒数の増加や現有する施設・設備面の現状から生じている教育活動の困難を解決し、安全で行き届いた教育を保障する教育環境を整備する等の観点から、学校規模の適正化を図る必要がある。

特に高知市とその周辺については高知市立養護学校や高知大学教育学部附属養護学校の動向や、肢体不自由養護学校の今後の在り方との関連を考慮し、対応策を検討する必要がある。

なお、知的障害養護学校においては自閉症のある児童生徒が増加しており、その教育対応について、障害の特性に応じた教育課程の編成や指導の在り方をさらに研究する必要がある。

(資料19p、20p参照)

④ 肢体不自由養護学校

肢体不自由養護学校は春野町に高知若草養護学校を、その分校として高知市に 子鹿園分校、国立高知病院分校、南国市に土佐希望の家分校を設置している。ま た、中村養護学校の分校として幡多希望の家分校を宿毛市に設置している。各分 校は隣接の施設利用者、病院入院者への教育の機会均等を保障することを目的と して設置している。

子鹿園分校には小学部、中学部、他の本校1校、分校3校には小学部、中学部、 高等部普通科を設置している。小・中・高等部普通科はそれぞれ小学校、中学校、 高等学校に準ずる教育を行うとともに、肢体不自由と他の障害を併せ有する重複 障害の児童生徒には知的障害養護学校の教育課程を取り入れる等、障害の状態に 応じた教育課程を編成し教育を行っている。

なお、肢体不自由養護学校では、他の障害種別の学校と比べて、重複障害学級 に籍を置く児童生徒数の割合が高くなっている。

それぞれの学校は県内の各地域において、肢体不自由教育の専門機関として、 教育相談や小・中学校等に在籍する肢体不自由児童生徒への支援を積極的に行っ ている。

在籍児童生徒数については、高知若草養護学校本校については、各学年少人数ではあるが一定人数で推移している。子鹿園分校は、隣接の療育福祉センターに長期にわたって入所し治療・訓練を必要とする児童生徒が減少したことに伴い、分校の在籍者数は大きく減少している。国立高知病院分校、土佐希望の家分校に

ついては、重症心身障害児施設入所者のうち、義務教育が未修了であった学齢超過者に教育の機会を保障する役割も担ってきたが、この数年間で終了する見通しになっている。この両校は日常的な医療的ケアを要する児童生徒を含めて通学生の受け入れを行っている。中村養護学校幡多希望の家分校についても、幡多地域の肢体不自由養護学校として通学生を受け入れるとともに、隣接する施設の学齢超過者の教育にも対応してきたが、すでに対象者はすべて教育の機会を得ており、今後新たな入学者がほとんど見込まれない状況にある。

肢体不自由養護学校における日常的な医療的ケアが必要な児童生徒の教育対応については、平成7年3月の高知県心身障害教育振興対策協議会の答申に基づき、訪問教育又は医療機関が隣設する分校で対応している。しかしながら、高知若草養護学校本校については、在籍児童生徒に緊急的な医療対応が必要な事態が発生する可能性は依然高く、児童生徒の健康や安全を守り学習を保障する上で大きな課題となっており、医療機関との連携を含めた学校の在り方について検討する必要がある。その際、本校と比較的近距離にある子鹿園分校、国立高知病院分校のそれぞれの学校の機能や立地条件等の現状を踏まえ、この3校の役割について整理することが求められる。

なお、国立高知病院分校、土佐希望の家分校については日常的な医療的ケアの 必要な児童生徒を受け入れる学校としての体制の整備、充実が必要となっている。 (資料21p、22p、23p参照)

⑤ 病弱養護学校

病弱養護学校は高知市に高知江の口養護学校、高知若草養護学校国立高知病院 分校、南国市に高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校を設置している。 このうち、2つの分校は隣接する病院に入院している児童生徒の教育の機会均等 を保障することを目的に設置している。また、高知江の口養護学校本校、高知若 草養護学校国立高知病院分校には小学部、中学部、高等部普通科を、高知大学医 学部附属病院分校には小学部、中学部を置き、それぞれ小学校、中学校、高等学 校に準ずる教育を行っている。

病弱養護学校では、近年の医学、科学技術等の進歩により、長期にわたって入院して治療を行う児童生徒が少なくなり、その数は減少傾向にあった。しかし、平成15年度に病弱教育の対象に心身症を含めたことから、その後高知江の口養護学校本校では児童生徒数が増加傾向に転じるとともに、心身症の児童生徒の占める割合が高くなっている。また、入院期間が短く短期間の在籍で転出する児童生徒が多くいる一方で、病気の状態により長期にわたって在籍する児童生徒もいる。

こうしたことから病弱養護学校では、医療機関との緊密な連携の下、学習空白を生じさせない取組みや、治療や療養の中で生じるストレスに対する心理的なケ

アなどを含め、病気の状態や生活環境に応じた教育の充実を図ることが求められている。さらに、病弱養護学校の児童生徒のほとんどが、回復後に前籍校への復帰を希望していることから、前籍校や医療機関等との連携を十分に行い、専門的な対応の一層の充実を図る必要がある。

あわせて病弱養護学校には、小・中学校等の病弱・身体虚弱学級はもとより、 病気の治療をしながら通常の学級に在籍して学習をしている児童生徒への教育や 生活に関しても支援を行うことが求められている。

(資料24p参照)

(2) 今後の対応

- ・ 盲学校については、乳幼児期から成人期に至る視覚障害児・者に対応した専門的 教育を充実し、社会参加と自立に向けた取組みをさらに進める必要がある。
- ・ 高知ろう学校については、早期からの聴覚障害児に対応した専門的教育を充実するとともに、卒業後の幅広い進路への対応や社会参加と職業自立を目指すため、 高等部、専攻科の学科を改編する必要がある。
- ・ 知的障害養護学校については、障害に対応した専門的教育を充実させるととも に、山田養護学校、日高養護学校の在籍者数増加への対応策として、全県的な養 護学校の再配置等を勘案し、高知市及びその周辺に知的障害養護学校を設置する ことも検討する必要がある。
- ・ 高知若草養護学校については、肢体不自由児に対応した専門的教育を充実させる とともに、比較的近距離にある高知若草養護学校本校、子鹿園分校、国立高知病 院分校については、医療機関との連携の在り方を含め、それぞれの学校の役割を 整理する必要がある。
- ・ 病弱養護学校については、医療機関との連携の下、病気の種類や状態に応じた専門的教育を充実させ、社会参加と自立に向けた取組みをさらに進める必要がある。
- ・ 現在設置している養護学校分校については、設置目的を達成した際はその使命を 終えたものとして統廃合を検討する必要がある。

付帯する事項

- ・ 聴覚障害については、早期発見・診断後の、早期からのサポート体制を整備していくため、高知ろう学校と他の関係機関との連携協力体制を一層充実させる必要がある。
- ・ 知的障害養護学校における自閉症のある児童生徒の教育について、障害の特性に 応じた適切な教育課程の編成や指導の在り方について研究をさらに進める必要 がある。

- ・ 心身症の児童生徒への対応については、病弱養護学校と心の教育センターとの役割分担や連携を検討する必要がある。
- ・ 乳幼児から成人に至るまでの、特別な支援に関する必要な情報が得られ、相談ができる一元化された機関を、他の部局と連携しながら整備することが必要である。

3 特別支援教育のセンター的機能について

- 小・中学校等の支援について
- 盲・聾・養護学校教員の専門性の向上について

(1) 現状と課題

① 小・中学校等の支援について

平成11年3月に告示された現行盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領では、盲・聾・養護学校は「地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と規定されており、県立盲・聾・養護学校においても教育相談を中心に取組みが進められてきた。また、近年は教育相談だけではなく、校内研修会の公開や地域における特別支援教育に関する研修会の実施、個別の教育支援計画の作成に関連して医療・福祉・労働等の関係機関との連携などを積極的に進めている。

しかし、盲・聾・養護学校と小・中学校との連携については、学校や地域によって取組み状況に差があることから、全ての小・中学校における児童生徒への支援に当たっては、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を整備し、外部の専門機関等と連携を進める必要があることについて、管理職をはじめ教職員の意識の向上を図る必要がある。

さらに、盲・聾・養護学校においては、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校への支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの役割を明確に位置付ける等の校内体制の整備が求められている。その際には、国の教職員配置に関する施策の動向等と対応させながら、盲・聾・養護学校がセンター的機能を十分発揮するための教職員の配置を充実させる必要がある。

また、小・中学校等においてはLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒の理解や指導に関する支援が必要とされることから、盲・聾・養護学校において支援を担当する教員は、この分野に関するより専門的な研修を行うことが必要である。

② 盲・聾・養護学校教員の専門性の向上について

盲・聾・養護学校の教員には、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化へ対応し、一人一人の障害の状態に応じた適切な教育活動を展開するための高い専門性が求められている。このことは、本人や保護者の願いに応えるため、また地域の小・中学校等を支援していくためにも必要不可欠なことである。

盲・聾・養護学校の教員が必要な専門的知識、技能を有していることの一つの 指標として特殊教育教諭免許状の保有状況があげられる。本県の盲・聾・養護学 校教員の免許状の保有率は、極めて低い状態であり、教員免許制度の見直しが行 われていることも踏まえ、現職教員の免許状の取得を一層進める必要がある。 また、人事異動で新たに赴任した教員に対して行う当該障害種別に関する基礎的な研修や、各学校の課題解決を図るための校内研修会を一層充実させるともに、一人一人の教員がその職責を自覚し、不断の研鑚と研修に励む必要がある。 (資料25p、26p、27p参照)

(2) 今後の対応

- ・ 盲・聾・養護学校は、センター的機能を有効に発揮するため特別支援教育コーディネーターの位置付け等、校内体制を整備する必要がある。
- ・ 小・中学校等を支援する盲・聾・養護学校の担当者に対する専門的研修の実施が必要である。
- ・ 盲・聾・養護学校教員の特殊教育教諭免許状取得に向けて実効性のある方策が必要である。

おわりに

検討委員会では、これまで明らかにされてきた国の特別支援教育の方向性も踏まえ、本 県の盲・聾・養護学校の在り方について真摯に検討、審議を重ね、今回のまとめを作成し た。

今後においては、このまとめが関係の方々の理解と協力を得ながら、さらには特別支援 教育を取り巻く新しい課題にも適宜対応し、高知県における特別支援教育の一層の充実・ 発展に寄与することを強く期待する。